

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用に関する規則の一部を改正する規則

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用に関する規則の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

京都市宝が池公園運動施設条例施行規則

第3条の見出しを「(利用許可の申請に係る受付期間)」に改める。

第9条中「文化市民局長」の右に「又は子ども若者はぐくみ局長」を加え、同条を第16条とする

第8条の見出しを「(球技場等の利用に係る特別の設備)」に改め、同条の次に次の7条を加える。

(使用資格の認定)

第9条 条例第11条第4号の規定による使用資格の認定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請団体の代表者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 申請団体の構成員の氏名
- (4) 申請団体の主な活動内容
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る認定をしたときは、文書によりその旨を申請団体に通知する。

(使用許可の申請)

第10条 条例第12条の規定により使用の許可を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者の代表者の氏名、住所及び連絡先
- (3) 使用する施設
- (4) 使用する日、時間及び人数
- (5) 使用の目的
- (6) その他市長が必要と認める事項

(使用許可の申請に係る受付期間)

第11条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第11条第1号から第4号までに掲げるものによる申請 使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日
- (2) その他の申請 使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日

(使用の許可)

第12条 市長は、第10条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用料の還付)

第13条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (2) 災害その他の不可抗力により使用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

(使用料の減免)

第14条 条例第15条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広場等の使用に係る特別の設備)

第15条 条例第16条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市宝が池公園運動施設のこども体育館使用料の還付及び減免に関する規則は、廃止する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)